医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものの実施について

当院では医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものとして、下記を実施しております。

診　療　内　容	料　金（税込）
脳血管疾患等リハビリテーション料	1単位につき　2,200円
廃用症候群リハビリテーション料	1単位につき　2,200円
運動器リハビリテーション料	1単位につき　2,200円

保険外負担（自費）リハビリテーションについて

当院ではリハビリテーションに係る自費診療を行うことができる体制となっております。

診　療　内　容	料　金（税込）
脳血管疾患等リハビリテーション料	1単位につき　3,000円
廃用症候群リハビリテーション料	1単位につき　3,000円
運動器リハビリテーション料	1単位につき　3,000円

【詳しくは受付窓口またはリハビリテーションスタッフまでお尋ねください】

医療法人並木会　並木病院